

認定こども園（幼保連携型）に勤務する保育教諭の方について

～認定こども園（幼保連携型）の「保育教諭」は、免許状更新講習の受講が義務となります～

【基本的制度】

改正認定こども園法（平成24年法律第66号）において、学校及び児童福祉施設としての法的地位付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

その職員である「保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。））は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

ただし、改正認定こども園法の施行の日（平成27年4月1日）から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等になることができるとする経過措置を設けています。（改正認定こども園法附則第5条）。

保育教諭の資格

「幼稚園教諭免許状」
「保育士資格」

の両方が必要



経過措置（施行後5年間のみ）

「幼稚園教諭免許状」
「保育士資格」

のどちらかの一方を
有していれば保育教
諭として勤務するこ
とが可能

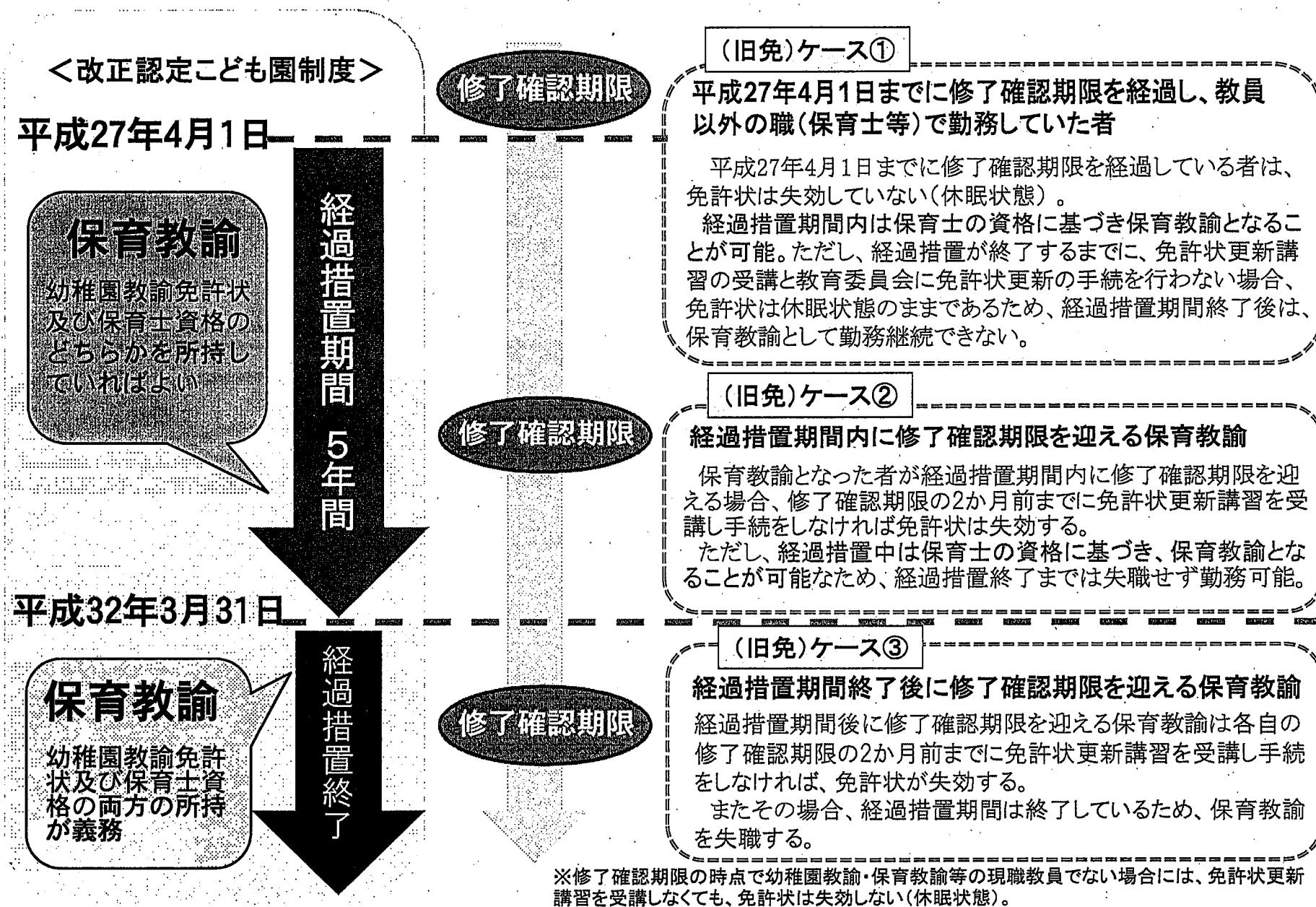
経過措置中に幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進する。

【教員免許更新制について】

- 保育教諭の方が所持する幼稚園教諭の普通免許状は、教員免許更新制が適用されますので、決められた期限までに免許状更新講習の受講と手続きを行わない場合、幼稚園教諭免許状は失効します。
- 幼稚園教諭免許状が失効すると、保育教諭を失職します（ただし、経過措置期間を除く）。

保育教諭の教員免許更新制（旧免許状所持者）

●旧免許状（平成21年3月31日までに授与された免許状）所持者

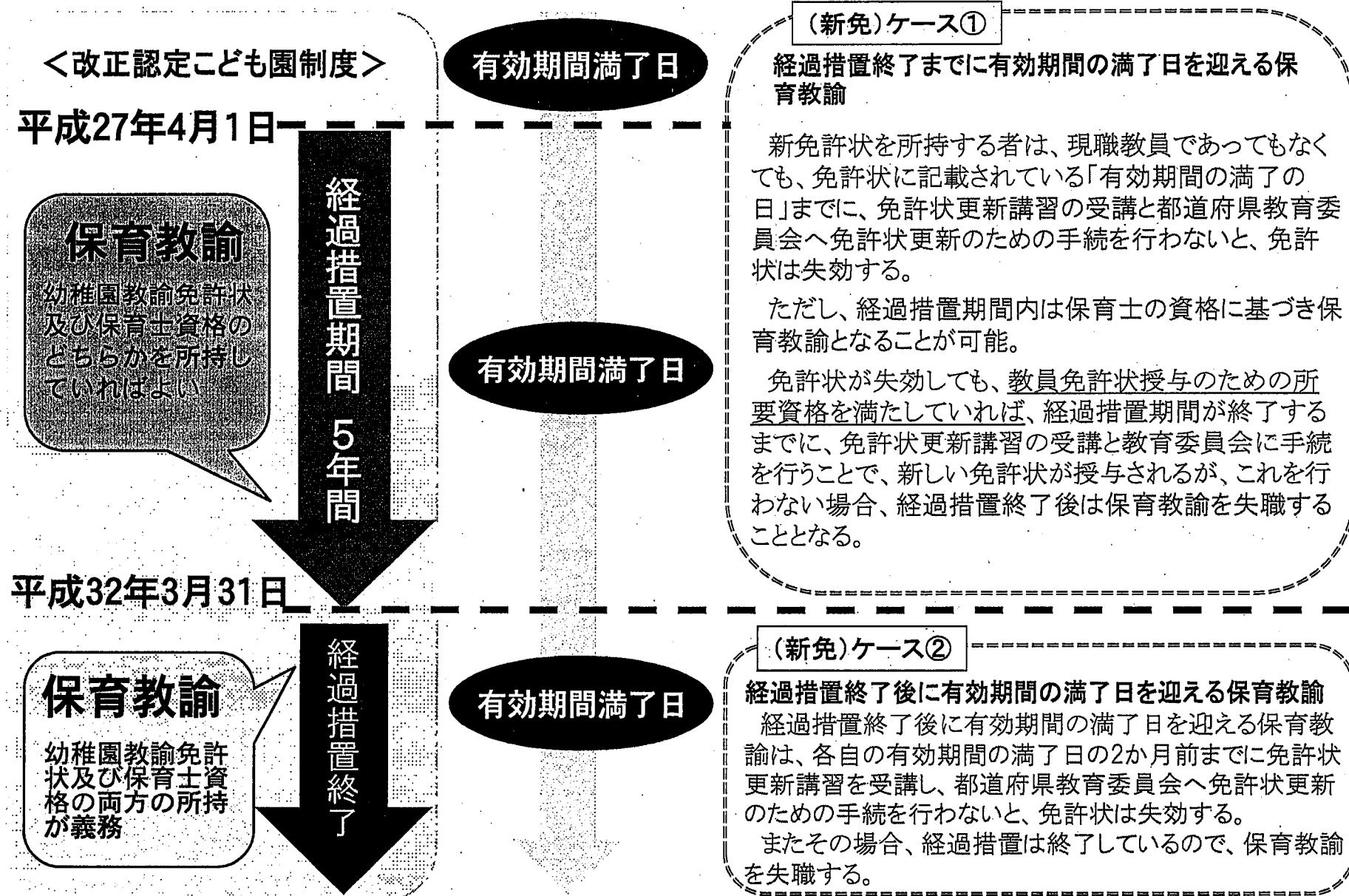


<ケース別具体例（旧免許状所持者）>



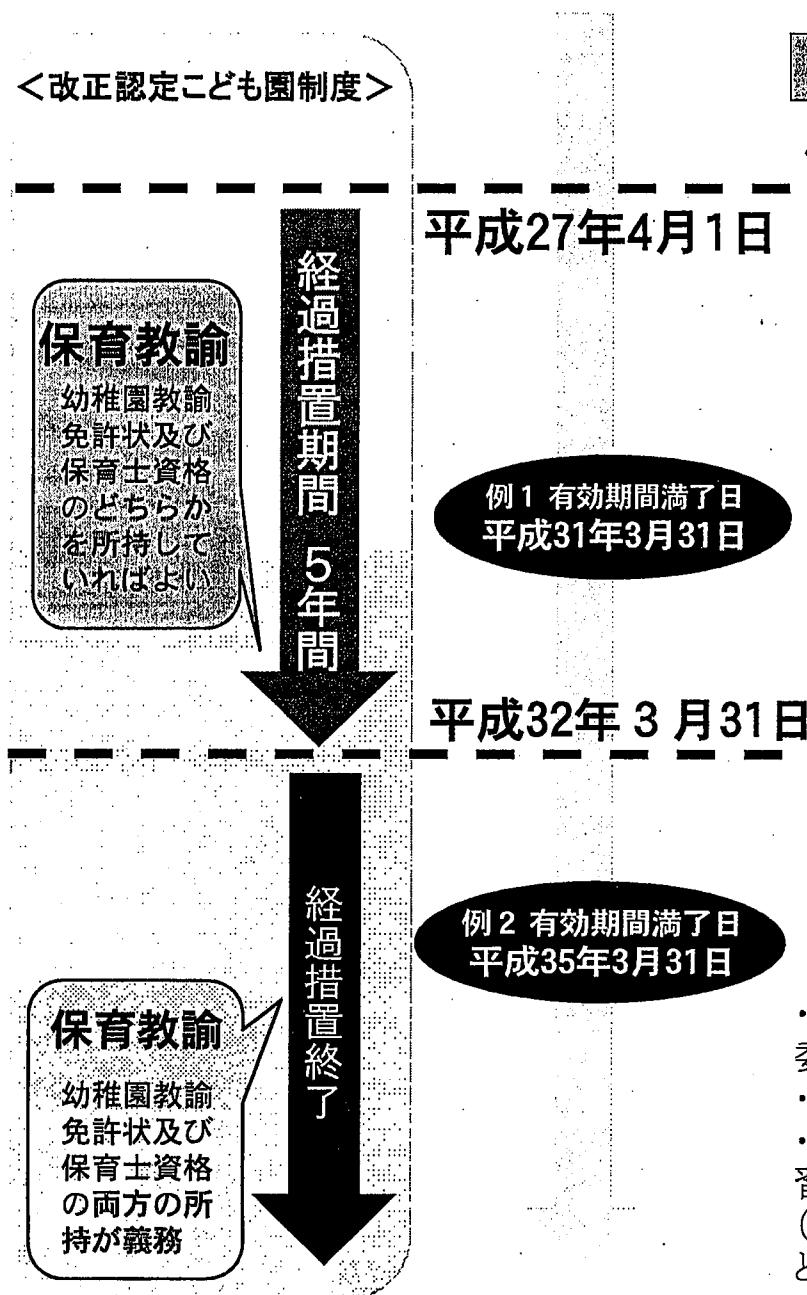
保育教諭の教員免許更新制（新免許状所持者）

●新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）所持者



<ケース別具体例（新免許状所持者）>

<改正認定こども園制度>



(新免)ケース①

例1：有効期間が平成31年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び有効期間更新の申請期間
：平成29年2月1日～平成31年1月31日

- ・有効期間の2か月前である、平成31年1月31日までに更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続を行わないと、免許状は失効する。
- ・平成32年3月31日までは保育士の資格に基づき保育教諭となることが可能。
- ・平成32年4月1日以降は免許状が必要となるため、免許状が失効した場合、平成32年3月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会に手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として継続して勤務可能となる。

(新免)ケース②

例2：有効期間が平成35年3月31日の保育教諭の場合

免許状更新講習受講期間及び有効期間更新の申請期間
：平成33年2月1日～平成35年1月31日

- ・平成35年1月31日までに免許状更新講習の受講と都道府県教育委員会へ免許状更新のための手続を行わないと、免許状は失効する。
- ・失効した場合、平成35年3月31日以降は保育教諭を失職する。
- ・ただし、免許状が失効し、保育教諭を失職した後に、免許状更新講習の受講と教育委員会に手続を行い新しい免許状が授与されれば(教員免許状授与のための所要資格を満たしている場合)、保育教諭として再度勤務することも可能となる。

※免許状の授与に必要な所要資格を得てから10年を経過した後に免許状の授与を受ける方は、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。